

## 7 移動支援

### 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引されます。

種類	区分	第1種	第1種・第2種	
		介護者と乗車 (単独では割引なし)	片道100kmを超えて単独で乗車	12歳未満の方が介護者と乗車
普通乗車券		本人、介護者とも5割引	5割引	
定期乗車券		//		介護者のみ5割引
回数乗車券・急行券		//		

○利用方法 障がい者手帳を呈示して駅の窓口で購入してください。大人の第1種障害者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。(改札で手帳を呈示してください。)

○障がい区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。(身体障がい者は第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方。知的障がい者は第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の方となります。)

○私鉄等 上記はJRの割引内容です。私鉄等の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

### 国内線航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する方は、航空運賃が次のとおり割引されます。

要件	割引対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が単独、または介護者とともに搭乗する場合	本人、介護者

○対象空路 国内線定期航空路の区間(年齢制限や割引対象者等適用条件の詳細については航空会社ごとに取扱いが異なる為、各航空会社にお問い合わせください。)

○利用方法 障がい者手帳を航空会社の窓口呈示して購入してください。

## バス運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、次のとおり割引されます。

区分	適応範囲	割引率
普通乗用車	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

- 適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性の認定は、各会社(または運転手)の判断によります。
- 利用方法 乗降車時に運転手に障がい者手帳を呈示し、割引料金を支払ってください。
- その他 上記割引内容は、バス会社によって扱いが異なります。  
回数券の購入・使用方法、高速バスの割引について等、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

## 福祉 100 円バス事業(パス券交付)(市の制度)

障がい者手帳をお持ちの方、難病の方は、福祉 100 円バス乗車パス券により松本市内のバス路線および上高地線電車を1乗車 100 円で乗車できます。

- 対象路線 (1)市内の生活バス路線(高速バス等を除く)  
(2)上高地線電車(JR電車は使用できません)  
(3)新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区管内の対象者のみ
- 利用方法 (1)パス券を乗務員や駅員に提示して運賃を支払ってください。  
(2)市内バス路線、上高地線電車は 100 円で全路線乗車できます。  
(3)市外バス路線は、市内区間は 100 円、市外区間は実費負担となります。  
(4)介護者割引については、鉄道運賃、バス運賃割引のページをご参考ください。
- 注意事項 (1)対象者はパス券所持者のみで、介助者は 100 円になりません。  
(2)バスを利用する時は、必ず現金でお支払いください。(現金以外で支払う場合は、事業の対象となりません。)

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の方については診断名のわかるもの(特定医療費(指定難病)受給者証、診断書等)、顔写真(縦3cm×横2.5cm)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112  
(70歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

## タクシー運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。

(相乗りする場合も、障がい者が乗車する区間については、割引対象となります。)

○割引 1割引

○適用範囲 該当要件はタクシー会社ごとに異なるため、ご利用の際は事前にお問い合わせください。

○利用方法 必ず乗車後すぐに、運転手へ障がい者手帳を呈示してください。

(注)料金精算時では対応できないことがあります。



若林 広大作「オレ流鳥獣戯画」

## 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で次の要件に該当し、証明を受けた場合、有料道路通行料金が割引になります。詳しくは申請時にお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

### ○対象範囲

適応範囲	障がい区分	自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障がい者 (第1種・第2種)	身体障がい者本人またはその親族等が所有する自動車	5割引
介護者運転の場合	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	障がい者本人やその親族等、または介護者が所有する自動車	

- 利用方法 (1)下記受付窓口であらかじめ障がい者手帳に証明を受けてください。  
 (2)有料道路利用時に料金所で障がい者手帳を提示すると割引が適用されます。  
 (3)レンタカーや代車、タクシー等も対象になる場合があります。  
 (4)ETC を利用する場合は、手続き後約3週間前後で割引が適用されますので、適用後にETC無線通行をご利用ください。

- 利用制限 (1)日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路および一般有料道路以外は割引対象とならない場合がありますので、料金所でご確認ください。  
 (2)ETC 利用登録を行う場合、障がい者手帳に記載されている自動車登録番号の車両(1人1台に限る)のみが対象となります。  
 (3)車種や所有者等の要件があり、対象とならない場合があります。(商用車、軽トラックなど)

- 注意事項 (1)次のような場合、通常の料金を支払うこととなりますのでご注意ください。
- ① 本人運転のみ認められている場合で、本人が運転していない場合
  - ② 介護者の運転が認められている場合で、本人が乗車していない場合
  - ③ 障がい者手帳を提示しない場合
  - ④ 割引証明に必要事項が記入されていない場合または記入事項が訂正されている場合
  - ⑤ 営業で利用されている自動車で行く場合
- (2)違反行為があった場合、割引が5年間停止となり、2回違反行為を行った場合、割引が永久停止となります。

○持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、車検証、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)、運転免許証(本人運転の場合)

ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード(本人名義)およびETCの車載器の管理番号の記載のある書類(ETCセットアップ申込書・証明書等)をお持ちください。

(注)18歳未満で ETC カードを登録する場合(第1種障がい者に限る)18歳の誕生日までは親権者等の名義の ETC カードを登録できます。ただし、18歳到達後、本人名義の ETC カードへの切り替えが必要です。

○その他 ETC利用の方のみ、マイナンバーカードを利用して下記HPでオンライン申請ができます。

<https://www.expressway-discount.jp/index.html>

(オンライン申請受付サイト)

○実施主体 有料道路 ETC 割引登録係  
電話045-477-1233 FAX045-474-1110

○受付窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112



「魚の泳ぐ帽子」

## 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

障がい者等用駐車区画を適正利用できるように、障がい者の方、高齢者の方、妊産婦の方等に利用証(パーキング・パーミット)を交付します。利用証には有効期限があり更新が必要になります。

区分		交付基準	
身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳 4級以上の者	
	聴覚障がい	身体障害者手帳 3級以上の者	
	ろうあ	身体障害者手帳 3級以上の者	
	平衡機能障がい	身体障害者手帳 5級以上の者	
	肢体不自由	上肢	身体障害者手帳 2級以上の者
		下肢	身体障害者手帳 6級以上の者
		体幹	身体障害者手帳 5級以上の者
		脳原性	上肢機能
	移動機能		身体障害者手帳 6級以上の者
	内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓)		身体障害者手帳 4級以上の者
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		身体障害者手帳 4級以上の者	
知的障がい者		療育手帳 A1、A2	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳 1級の者	
発達障がい者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者	
その他けが人または病気等の者		けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	
高齢者		要介護1以上の者 (窓口:高齢福祉課)	
妊産婦		母子健康手帳の取得者 ※産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る (窓口:健康づくり課)	

○持ち物 障がい等の分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、受給者証等)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

○郵送の場合

・宛先 〒380-8570(住所記載不要)

長野県 地域福祉課 信州パ°キングパ°-ミット制度担当

電話026-232-0053 FAX026-235-7172

・提出書類 申請書、障がい等の分かる書類(障がい者手帳、受給者証等)の写し、返信用切手(140円)

## 松本市自転車駐車場(有料)の減免

障がい者手帳をお持ちの方は、有料自転車駐車場の定期使用にかかる費用が減免になります。(注)一時利用の場合は対象外

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○対象駐車場 (1)松本駅北自転車駐車場  
(2)松本駅アルプス口自転車駐車場

○窓口 自転車推進課 電話34-3245 FAX34-3202

## 福祉自動車貸出事業

身体障がい者(児)で下肢に障がいがある方等に、市社会福祉協議会でスロープ式福祉自動車の貸出を行っています。(事前に、電話で予約・手続き方法等をご確認ください。)

- 対象者 松本市在住の方で、スロープ式福祉自動車の利用が必要な方
- 貸出内容 (1)1回2泊3日を限度に月3回まで貸し出します。(事前に申込手続き必要)  
(2)ガソリン代等は実費負担となります。  
(3)自動車利用中の事故について、保険給付対象外においては自己負担となりますので、ご注意ください。
- 車両種類 (1)松本市社会福祉協議会(総合社会福祉センター内)  
軽自動車1台・普通車1台(全車とも車いす1台積載タイプ)  
(2)松本市社会福祉協議会 西部地区センター  
軽自動車2台(全車とも車いす1台積載タイプ)  
(3)松本市社会福祉協議会 北部地区センター  
普通車1台(車いす1台積載タイプ)
- 窓口 (1)松本市社会福祉協議会 地域福祉課 電話27-3381 FAX27-2239  
(2)松本市社会福祉協議会 西部地区センター 電話91-2030 FAX91-2032  
(3)松本市社会福祉協議会 北部地区センター 電話38-7670 FAX34-0180





## ☆ タクシー券の交付(市の制度)

次の要件に全て該当する方には、タクシー券を交付します。

(注)自動車燃料費の助成と重複申請は不可

- 交付内容 700円券を月2枚(各年度、最大24枚)交付します。  
じん臓障害で人工透析を導入している方は、月4枚(各年度、最大48枚)になります。
- 要件 (1)身体障害者手帳をお持ちの方で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方  
または療育手帳をお持ちの方でA1、A2の方  
(上記以外でも対象障害が重複することにより該当する場合あり)  
(2)前年の障がい者本人の所得税額が21,000円以下であること  
(3)在宅者であること(申請時に入院中の場合も対象外)
- 利用範囲 松本市内に事業所のあるタクシー会社(一部ご利用できない事業所があります。乗車時にご確認ください。)
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## ☆ 自動車燃料費の助成(市の制度)

次の要件に全て該当する方には、自動車燃料費の助成を行います。

(注)タクシー券の交付と重複申請は不可

- 助成内容 月額 1,400円(各年度16,800円を限度)を助成します。
- 要件 (1)~(3)の要件は前項目のタクシー券の交付と同様  
(4)自動車税、軽自動車税の減免を受けていること
- 持ち物 請求時に身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、預金通帳、燃料の領収書等が必要  
です。
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 自動車改造費の助成

(注)原則、改造前に必ずご相談ください。改造前、改造後の6か月以内の申請が必要です。  
重度の肢体不自由者が自動車を取得し、その自動車を改造する場合に助成します。

- 対象者 (1)身体障害者手帳1、2級の方  
(2)自ら所有し運転する自動車の手動装置等(操作系のみ)の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者  
(3)前年の所得税課税所得金額が当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- 助成金額 改造にかかった費用(ただし、10万円を限度とする。)
- 持ち物 (改造前) 身体障害者手帳、印鑑、運転免許証、車検証、見積書、カタログ、改造前の写真  
(改造後) 領収書、請求書、改造後の写真
- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 自動車運転免許取得の助成

(注)教習所申込前に必ずご相談ください。

自動車の運転免許を取得しようとする聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由の障がい者・知的障がい者で次の要件を満たす方に、取得費の一部が助成されます。

- 対象者 前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する者
- 助成額 取得費の2/3(ただし、10万円を限度とする。)
- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書(身体障害者手帳をお持ちの方のみ)
- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。

○その他 予備適正検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター  
(電話53-6611 FAX54-0600)へお問い合わせください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

### 駐車禁止規制の適用除外

障がい者手帳をお持ちの方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。

○要件 障がい者手帳の障がい等級・程度により要件等が定められております。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、車検証および免許証の各写し

○窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984

### 障がい者の上高地車両進入許可

自力でバス、タクシーの利用ができない常時車いす利用の障がい者等が、自家用車等で上高地バスターミナルまで乗り入れることを許可するものです。

○要件 松本警察署へ出向いての、障がい者本人の身体状況の確認によります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、車検証の各写し

○窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984

## 身体障害者補助犬の給付

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が無償貸与されます。

- 要件
- (1)18 歳以上で、県内に1年以上居住している方
  - (2)補助犬を適切に利用し、飼育できる方
  - (3)施設に入所していない方
  - (4)持家以外の方は補助犬の飼育について家屋の所有者(または管理者)の承諾が得られている方
- ①盲導犬 ⇒ 視覚障がい1級の方
  - ②介助犬 ⇒ 肢体不自由2級以上の方
  - ③聴導犬 ⇒ 聴覚障がい3級以上の方
- 訓練等
- (1)補助犬と一緒に入所訓練等を受ける必要があります。
  - (2)補助犬の飼育に関する経費は、障がい者負担となります。
- 実施主体
- 長野県 障がい者支援課 在宅支援係  
電話026-235-7104 FAX026-234-2369
- 受付窓口
- 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 身体障害者補助犬飼育助成事業

身体障がい者補助犬の使用者に給付されます。

- 対象者
- 松本市在住の身体障がい者補助犬の使用者
- 給付内容飼育費
- 36,000 円(3,000 円×12 カ月×1頭)を助成します。
- 窓口
- 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 通所・通園等推進事業

心身障害児者施設に入所・通所している児者の保護者に対し、下記交通費を助成します。

対象者	対象経費	助成内容
県内の心身障害児者施設に入所している市内に住所を有する者の保護者	帰省、面会時に利用する有料道路の通行料	1/2 (年額40,000円が限度額)
県内の心身障害児施設または心身障害児通所施設に入所・通所している児童の保護者	月4往復以上帰省、面会、通所等で利用した自家用車の燃料代	月額2,000円を控除した金額の1/2
市内の旧知的障害者施設に通所している市内に住所を有する者の保護者	通所のため利用した公共交通機関の定期代または自家用車の燃料代	月額2,000円を控除した金額の1/2 (月額2,000円が限度額)

○必要書類 施設の証明書、有料道路利用時の領収書等が必要となります。  
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119

